

TSE Commitment

確 約 書

Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt) (以下「甲」という。)及びK u d a n 株式会社 (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月 10 日割当予定の乙株式 115,796 株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月 10 日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月 10 日

甲 (住所) Kobellstr. 4, 80336 München, Germany
(formerly: Lichtenbergstr. 8, 85748 Garching b.
München, Germany)
(名称) Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt)
(代表者名) Andrej Kulikov, Managing Director
(署名)



乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

Lapaero GmbH（以下「甲」という。）及びK u d a n株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式7,830株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月10日



甲 (住所) Thoedor-Körner-Str. 5 82049 Pullach i. Isartal, Germany
(名称) Lapaero GmbH
(代表者名) Thomas Alt, Managing Director
(署名)

 DR. T. ALT

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

Project A Ventures II GmbH & Co. KG（以下「甲」という。）及びK u d a n株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月 10 日割当予定の乙株式 69,857 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月 10 日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

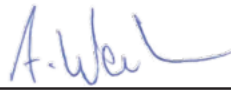
2021年12月 10 日

甲 (住所) Julie-Wolfthorn-Str. 1, 10115 Berlin, Germany
(名称) Project A Ventures II GmbH & Co. KG
(代表者名) Uwe Horstmann, Managing Director of Project A
Ventures II Komplementär GmbH (General Partner)
(署名)



(代表者名) Anton Waitz, Managing Director of Project A Ventures II
Komplementär GmbH (General Partner)

(署名)



乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

Litquidity Capital UG (haftungsbeschränkt) (以下「甲」という。)及びKudan株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式 2,913 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

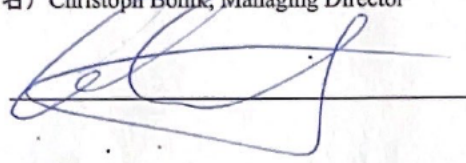
第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月10日

甲 (住所) Joseph-Treffert-Str. 15, 64625 Bensheim,
Germany
(名称) Litquidity Capital UG (haftungsbeschränkt)
(代表者名) Christoph Bonik, Managing Director
(署名)

A handwritten signature in blue ink, consisting of stylized, overlapping loops and strokes, positioned over a horizontal line.

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



確 約 書

Tim Miksche (以下「甲」という。)及びKudan株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式5,176株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間に
おいて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住
所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告
する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の
氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧
に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に
基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示す
る。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の
規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を
乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応するこ
とに同意する。

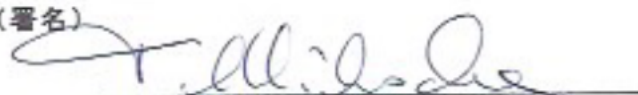
第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを
公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月10日

9/101

甲 (住所) Orchideenstraße 7, 85049 Ingolstadt, Germany
(氏名) Tim Miksche
(署名)

A handwritten signature in blue ink, appearing to read 'Tim Miksche', is written over a horizontal line.

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

FabliTec UG (haftungsbeschränkt) (以下「甲」という。)及びK u d a n 株式会社 (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月 10 日割当予定の乙株式 180,333 株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月 10 日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

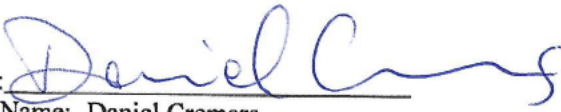
2021年12月 10 日

以 上

引受人

Subscriber Braunaugenstrasse 44, 80939 Muenchen, Germany

FabliTec UG (haftungsbeschränkt)

By: 

Name: Daniel Cremers

Title: Managing Director

総数引受契約書 署名・記名押印頁

[Signature Page to the Agreement for Subscription for All Offered Shares]

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

Inventures GmbH（以下「甲」という。）及びK u d a n株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式 18,026 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月10 日

甲 (住所) Traubinger Str. 1, c/o A.L.B. Leidl GmbH, 81477 Munich,
Germany
(名称) Inventures GmbH
(代表者名) ~~Christopher Hitchen~~, Managing Director
(署名) *Thya Seitz*

Thya Seitz

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

BrightSide UG (haftungsbeschränkt) (以下「甲」という。)及びK u d a n株式会社 (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式 15,492 株 (以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

2021年12月10日

以 上

甲 (住所) Waldsaumstr. 21 a, 81377 München, Germany
(名称) BrightSide UG (haftungsbeschränkt)
(代表者名) Till Kaestner, Managing Director
(署名)

A handwritten signature in black ink, appearing to be 'TK', is written over a horizontal line.

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

Rui Wang（以下「甲」という。）及びKudan株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式8,184株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間に
おいて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

2021年12月10日

甲 (住所) Ueberlandstrasse 465, 8051 Zurich, Switzerland
(氏名) Rui Wang
(署名)

Wang Rui

乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨



TSE Commitment

確 約 書

VITO Ventures Fonds I GmbH & Co. KG（以下「甲」という。）及びK u d a n株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021年12月10日割当予定の乙株式70,460株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2021年12月10日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

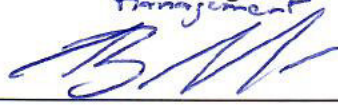
第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以 上

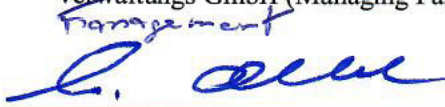
2021年12月10日

甲 (住所) Hildegardstrasse 8, 80539 Munich, Germany
(名称) VITO Ventures Fonds I GmbH & Co. KG
(代表者名) Benedikt von Schoeler, Managing Director of VITO
Ventures Verwaltungs GmbH (Managing Partner)
(署名)

Management


(代表者名) Thomas Oehl, Managing Director of VITO Ventures
Verwaltungs GmbH (Managing Partner)

(署名)

Management


乙 (住所) 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 15 号
(名称) K u d a n 株式会社
(代表者名) 代表取締役 CEO 項 大雨

